平成２４年（フ）第１４３７号
札幌市中央区南３条西３丁目15番地
破産者　株式会社竹内商店
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５６号
仙台市宮城野区東仙台５丁目８番13号
破産者　有限会社ビッグファン
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９５０号
東京都清瀬市中清戸３―454―21―205、住民票上の住所東京都新宿区西落合３丁目18―10―303
破産者　三浦　和夫
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０４７号
東京都杉並区高円寺南２丁目51―９　河村方
破産者　佐々木愛子（旧姓豊田）
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４２４号
東京都台東区東上野３丁目30番１号
破産者　株式会社オルカ
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９号
岐阜県恵那市山岡町田沢2612番地
破産者　伊藤　博亮
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３２９号
静岡県磐田市富丘50番地の５
破産者　有限会社富丘電気設備
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５２３号
静岡県浜松市中区領家３丁目13番地の33
破産者　ティオー商事合同会社
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９８２号
名古屋市中区金山５丁目11―６　名古屋ソフトウェアセンタービル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地名古屋市熱田区六野１丁目２番21号
破産者　株式会社エクストラスト
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６号
京都府京丹後市網野町網野179番地の１
破産者　株式会社池田建設
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１０４７号
神戸市長田区久保町６丁目１番１号
破産者　マークシッピング株式会社
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５号
大分市下郡南１丁目７番23号
破産者　有限会社オプト
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１３号
秋田市千秋明徳町１番56号
破産者　株式会社エムズ
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３１号
群馬県桐生市新里町新川733番地７
破産者　ナイスホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１８９９号
神奈川県海老名市中新田1825番地
破産者　株式会社海老名部品工業
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１号
石川県小松市上麦口町ホ82番地１
破産者　ＡｉｍＩｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１８６号
静岡県富士宮市中里東町503番地、前住所埼玉県蕨市塚越３丁目11番６号　ラスール・イナⅡ205号
破産者　小林　健志
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１９号
静岡県浜松市北区細江町気賀135番地の３
破産者　有限会社ゑびす屋
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
三重県尾鷲市林町14番10号
破産者　伊藤建築こと　伊藤　壽朗
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３９３号
香川県さぬき市志度633番地１
破産者　株式会社白凰
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５３２号
愛媛県松山市南吉田町1510番地１
破産者　マルミ通信機器株式会社
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部